

市第 134 号議案 横浜市在宅心身障害者手当支給条例の廃止について

1 趣旨

横浜市在宅心身障害者手当は、障害者への在宅福祉施策がほとんどなかった昭和 48 年に、在宅の心身障害者の生活の安定に寄与することを目的としてつくられた制度です。

創設から 30 年以上経ち、その間、障害基礎年金等の国の所得保障制度、日中活動や生活の場、移動・生活支援サービスの創設など、在宅の心身障害者を取りまく環境や制度が充実してきました。

平成 19 年 9 月から、「横浜市障害者施策推進協議会」で在宅心身障害者手当の意義やあり方について検討した結果、今後必要なことは「将来にわたるあんしん施策」であり、幅広く個人へ支給する手当よりも、「必要な施策へ転換すべき」との提案がありました。

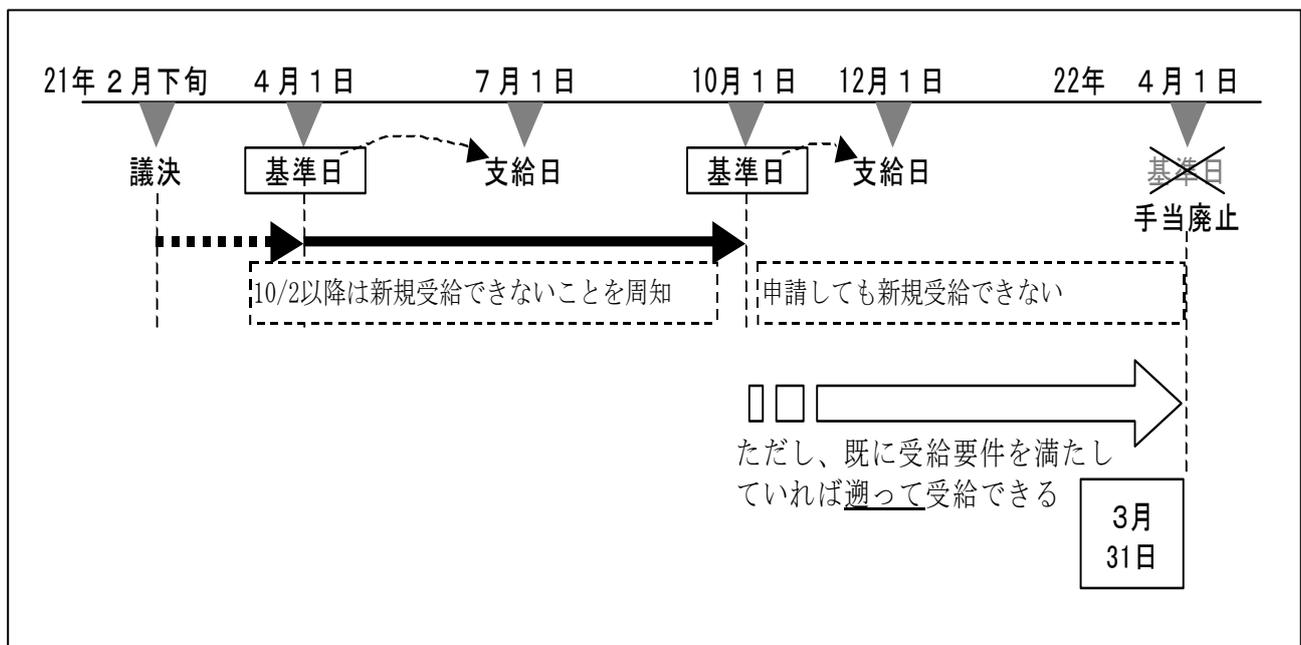
そこで、一律の現金給付の仕組みを見直し、障害者の高齢化や重度化などの新たな課題に対応していくため、現行の横浜市在宅心身障害者手当支給条例を廃止します。

2 施行期日

現行の受給者への十分な周知期間を考慮し、平成 22 年 4 月 1 日とします。

3 経過措置

横浜市在宅心身障害者手当支給条例を廃止する条例の施行の日前に手当を申請し、受給要件を満たした者については、遡って平成 21 年度分までの手当を支給します。



4 現行の在宅心身障害者手当の概要

制度開始	昭和48年4月1日	
制度目的	手当支給により、在宅の心身障害者の生活の安定に寄与	
対象となる障害程度と 支給額 ※市内に住所を有する者 (施設入所者は対象外)	最重度(6万円/年)	身体障害者手帳1・2級かつ知能指数35以下
	重度(3.5万円/年)	①身体障害者手帳1・2級 ②知能指数35以下 ③身体障害者手帳3級かつ知能指数50以下
	中度(2.5万円/年)	①身体障害者手帳3級 ②知能指数36~40 ③身体障害者手帳4級かつ知能指数50以下
支給回数	7月と12月に年額の1/2を支給	
対象者数	約55,000人 ※平成17年10月から65歳以上で新規に身体障害者手帳を取得した方を対象外としています。	
予算額(平成20年度)	18億7,500万円	